これらの禁止行為は処罰の対象となります!

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・ 政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用 電子メールを転送により頒布することもできません。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の 電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはい



未成年の選挙運動は禁止されています!

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をする

選挙

運動

インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から 投票日の前日までしかすることができません。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実を ゆがめて公にした者は処罰されます。



氏名等を偽って通信してはいけません!

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称ま たは身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます。 事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰され ます。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません!

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます。 不正アクセス罪にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害する ことのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。

(注)プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出 を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

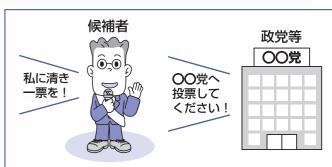
インターネットを使った選挙運動が 出来るようになります。

平成25年5月26日以後初めて公示される国政選挙の公示日以降に、公示・告示される国政選挙及び地方選 挙について、インターネットを使った選挙運動が出来るようになります。

禁止行為は処罰の対象となりますので、候補者、有権者共にルールを守ってきれいな選挙を実現しましょう!

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイス ブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙 運動が可能となりますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を 利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動が 可能になります。







△△花子〈△△△@△△.ne.ip〉

このたびの選挙では 是非○○さんを 当選させましょう。

有権者が、電子メールで 選挙運動を行うことは禁止。

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等) 動画共有サービス・動画中継サイト等



 $\langle \triangle \triangle \triangle @ \triangle \triangle .ne.ip \rangle$

このたびの選挙では 是非〇〇さんを 当選させましょう。

باقوقا 〇〇 太郎 ⟨○○○@○○.ne.jp⟩ 私は、このたびの選挙に 出馬しました〇〇太郎です。

清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

電子メール

OO太郎⟨OOO@OO.ne.jp⟩

私は、このたびの選挙に 出馬しました〇〇太郎です。

清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス 等の表示義務

※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信 に同意した相手等送信先に は一定の制限があります。









※本資料は概要であり、詳しくは総務省ホームページをご覧ください。